

枚方市子ども・子育て支援事業計画の策定について（案）

1. 計画策定の背景と趣旨

国においては、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進展に伴う地域とのつながりの希薄化など、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。そして、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないという基本理念の基で、全国的に平成 26 年度までの行動計画として、本市におきましても「枚方市新子ども育成計画」を策定しました。

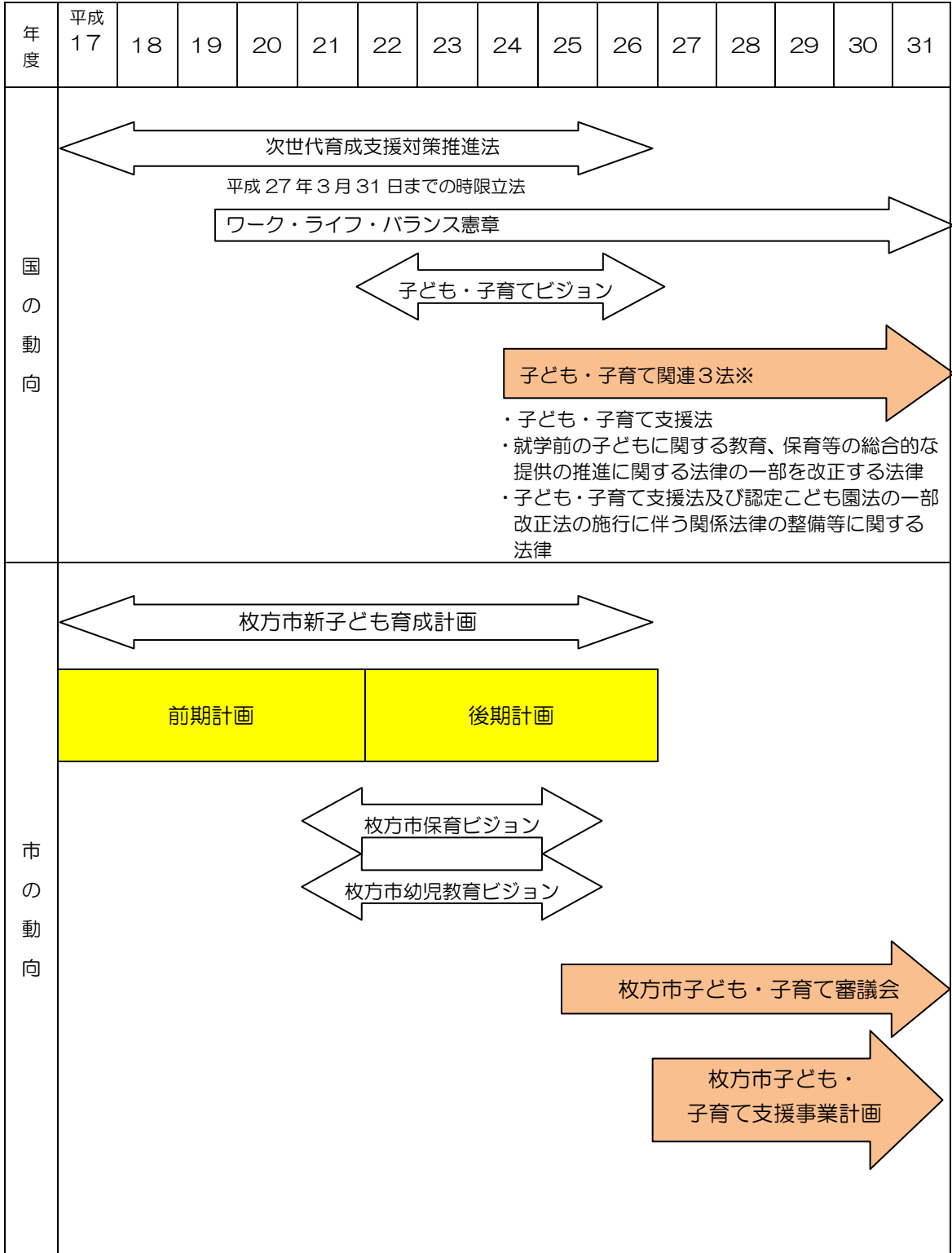
また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指し、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されるとともに、平成 22 年 1 月 29 日に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

そうした中で、これまでからの子ども・子育て支援に係る課題や深刻な待機児童問題などの解消を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が計画的に図られるとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本として、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法（以下「新法」という。）をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年度からの『子ども・子育て支援新制度』が創設されました。

本市においては、平成 21 年度に保育行政や幼児教育のあり方を示した「保育ビジョン」及び「幼児教育ビジョン」を策定するとともに、平成 22 年 3 月に、それらを踏まえた次世代育成推進対策法に基づく「枚方市新子ども育成計画（後期計画）」（以下、「後期計画」という。）を策定し、子どもに関わる様々な分野の施策を総合的に推進しています。

今後も後期計画を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新法に基づき、「枚方市子ども・子育て審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、後期計画における取り組みを分析・評価するとともに、各種ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえ審議を行い、平成 27 年度からの「枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

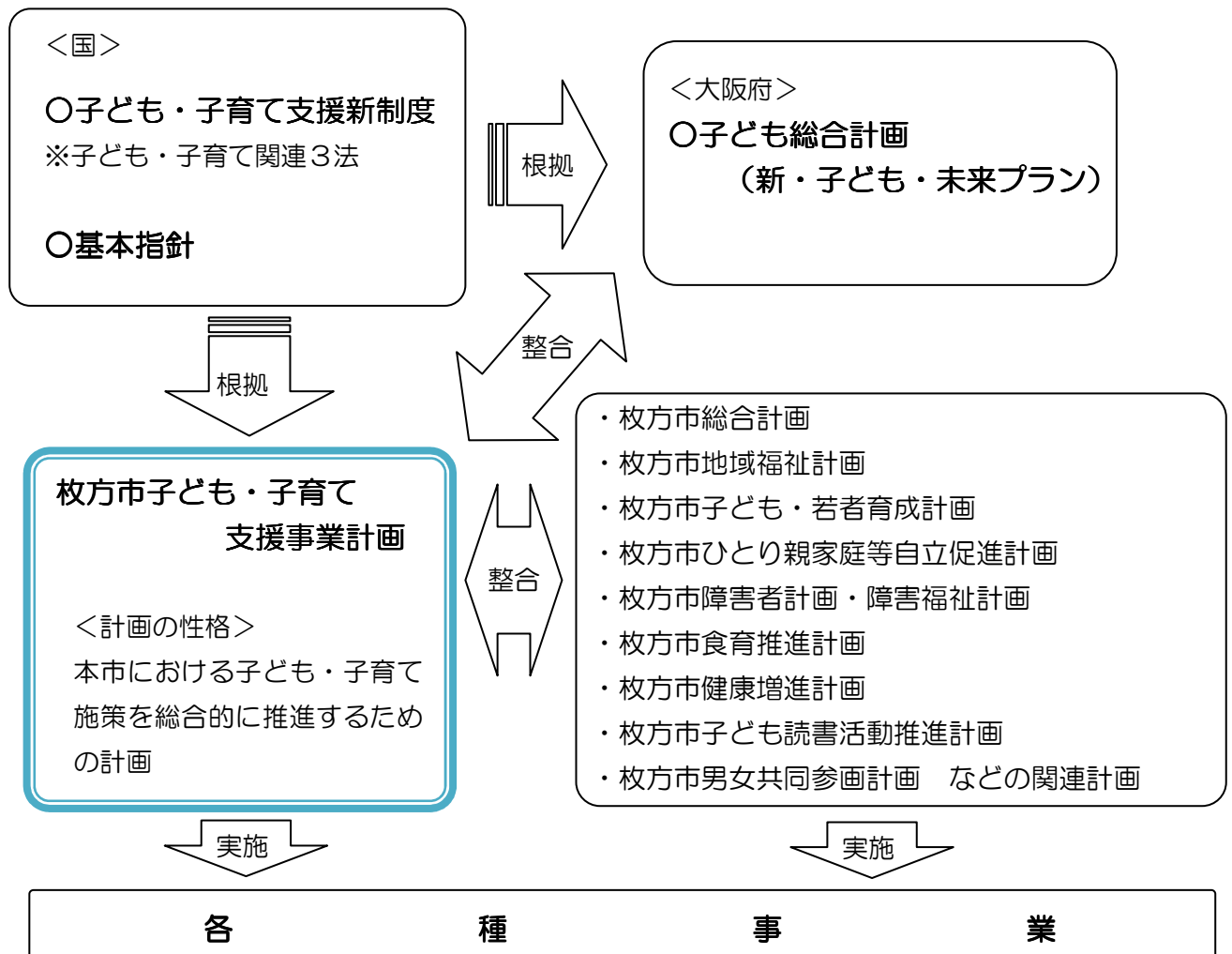
●関係法令等と子ども・子育て支援に係る各種計画等の関連図



2. 計画の性格

本計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象としており、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に策定します。あわせて、新法に基づき、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ策定するものです。

さらに、基本指針に基づき、大阪府が策定する「子ども総合計画（新・子ども・未来プラン）」や「枚方市総合計画」などの関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を総合的に実施します。



3. 計画の期間

本計画の計画期間については、新法において5年間と定められているため、平成27年度から平成31年度までの5年間の第1期とします。

なお、基本指針に基づき、計画期間の中間年となる平成29年度を目安として、本計画の達成状況の点検及び評価の結果に応じて、必要な場合には、第1期計画の見直しを行います。

年 度	平成 27	28	29	30	31
枚方市 子ども・子育て支援 事業計画	第1期計画 (計画期間：5年間)				
	※中間年（平成29年度）を目安に必要な場合は、計画の見直しを実施				

4. 計画の策定体制

(1) 枚方市子ども・子育て審議会による審議

本計画の策定にあたっては、市民や学識経験者、保育、教育、保健、医療など、様々な分野の関係者で構成する「枚方市子ども・子育て審議会」において審議を行い、幅広い意見をいただきます。なお、子育ての当事者である保護者の方から公募により2名の市民委員にご参画いただきます。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の意見を反映するため、就学前児童・小学校児童の保護者を対象に「枚方市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」（以下、それぞれ「就学前児童調査」「小学生調査」という。）を、幼稚園児の保護者を対象に「幼稚園児保護者の就労状況等に関するアンケート」（以下、「幼稚園児調査」という。）を、高校生を対象に「高校生の子育てに関する意識調査」（以下、「高校生調査」という。）を実施します。

区分	対象者	実施時期	配布数
就学前児童調査	就学前児童の保護者	10月	3,000
小学生調査	小学生の保護者	10月	2,100
幼稚園児調査	幼稚園児の保護者	7月	6,740
高校生調査	高校生	9月	約 1,000

(3) 市民意見の聴取等の実施

基本指針に基づくとともに、市の政策形成過程における透明性及び公平性の向上や、市政への市民等の参画を促進することを目的に、市民意見の聴取を行います。また、それにあわせて市民説明会を開催します。

<実施時期> 平成26年 秋頃

<実施方法>

【市民意見の聴取】

ホームページを活用したインターネットアンケート
ファックス等による意見回収
支所及び各公共施設等に意見箱を設置

【市民説明会】

市内4か所（北部・中部・南部・東部）において開催